

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和5年3月22日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年3月22日（水）午前9時00分～ 東庁舎3階会議室301・302

2 出席者

上下水道課 板倉課長、飯田係長、伊藤主任技師

3 件名

白井市汚水適正処理構想の改定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・質疑なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和 5 年 3 月 22 日

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 都市建設部 上下水道課

件 名	白井市汚水適正処理構想(改定)案について																																																										
内容	<p>【計画の見直しの背景と必要性について】 汚水適正処理構想は、持続可能な汚水処理システム構築に向け、市域全体において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する汚水処理施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくための基本方針となるものです。 この構想は、本市がそれぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適切な整備、運営管理手法を策定した上で、千葉県と連携して作成し、継続的な進捗管理並びに必要な見直しを行っていきます。</p> <p>本市では、平成27年度に見直しを行った汚水適正処理構想に基づき、各種汚水処理施設の整備を進めてきました。しかし、国・県のマニュアルにも示されたように、今後は令和6年度を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了(概成)することを目指し、都市計画等との整合を図りつつ、地域特性や市民の意見、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備、運営管理手法の選定が必要不可欠となっています。</p> <p>このような状況下において、各市町村の構想のとりまとめを行う千葉県と連携し、「白井市汚水適正処理構想」の見直しを行いました。</p> <p>【主な改正内容】 白井市の汚水処理は、公共下水道か合併処理浄化槽のいずれかの処理方法により行う計画で、今回の見直しでは、それぞれの処理区域と整備完了の目標年次を変更するものです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理面積</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>1,074ha</td> <td>1,150ha</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽</td> <td>2,474ha</td> <td>2,398ha</td> </tr> <tr> <td>整備完了目標年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>令和16年度</td> <td>令和6年度</td> </tr> <tr> <td>合併処理浄化槽</td> <td>令和31年度</td> <td>令和6年度</td> </tr> </tbody> </table>		新	旧	処理面積			下水道	1,074ha	1,150ha	合併処理浄化槽	2,474ha	2,398ha	整備完了目標年度			下水道	令和16年度	令和6年度	合併処理浄化槽	令和31年度	令和6年度																																					
	新	旧																																																									
処理面積																																																											
下水道	1,074ha	1,150ha																																																									
合併処理浄化槽	2,474ha	2,398ha																																																									
整備完了目標年度																																																											
下水道	令和16年度	令和6年度																																																									
合併処理浄化槽	令和31年度	令和6年度																																																									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【第5次総合計画における位置づけ】 國土強靭化地域計画 【分野】都市・交通【基本計画】都市マスタープラン【個別計画】汚水適正処理構想</p>																																																										
今後のスケジュール	<p>【関係課との調整】 企画政策課、財政課、産業振興科、環境課、都市計画課、建築宅地課と協議を行い、公共下水道区域は令和6年での概成を基本とし、市街化区域、区域外の接続済み区域、都市マスタープランにおける公益的施設誘導地区とする事で調整を行った。</p>																																																										
参考情報	<p>公共下水道の事業計画区域の整備は、ほぼ完了しており、今後は下水道として残す区域(市街化区域の一部(生産緑地等)、区域外の接続済み区域、都市マスタープランにおける公益的施設誘導地区)を中期目標年(令和16年度)に完了する目標とし開発者の誘導を行う。合併処理槽の整備についても、単独浄化槽や汲み取りからの転換促進に努め、長期目標年(令和31年度)に整備完了を目指します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(R5.3)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(R5.3)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (_____)まで </td> </tr> <tr> <td>関係法令等</td> <td colspan="6">下水道法</td></tr> <tr> <td>関係課</td> <td colspan="6"></td></tr> <tr> <td>事業費</td> <td colspan="6">4,070 千円 (うち特定財源 千円)</td></tr> <tr> <td>カテゴリー</td> <td>年代</td> <td>全ての年代</td> <td>場所</td> <td>市内全域</td> <td>目的</td> <td>都市・交通 手段 民間の誘致・連携</td> </tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表			議会説明	有	行政運営報告(R5.3)	広報・HP等	有	HP(R5.3)	市民参加	無					報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (_____)まで					関係法令等	下水道法						関係課							事業費	4,070 千円 (うち特定財源 千円)						カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	都市・交通 手段 民間の誘致・連携
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																																						
条例規則	無		報道発表																																																								
議会説明	有	行政運営報告(R5.3)	広報・HP等	有	HP(R5.3)																																																						
市民参加	無																																																										
報告書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (_____)まで																																																										
関係法令等	下水道法																																																										
関係課																																																											
事業費	4,070 千円 (うち特定財源 千円)																																																										
カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	都市・交通 手段 民間の誘致・連携																																																					

白井市汚水適正処理構想

令和4年度

千葉県 白井市

- 目 次 -

1. 汚水適正処理構想とは	1
2. 汚水処理施設	1
3. 構想の見直し理由	1
4. 白井市の汚水処理施設整備の現状と課題	2
5. 構想見直しの基本方針	2
6. 構想見直しの結果	2
7. 今後の整備の見込み	3

1. 汚水道正処理構想とは

汚水道正処理構想は、持続可能な汚水処理システム構築に向け、市町全体会において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する汚水処理施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施していくための基本方針となるものです。

この構想は、本市がそれぞの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、社会情勢の変化等に応じた効率的かつ適切な整備、運営管理手法を策定した上で、千葉県と連携して作成し、継続的に進歩管理並びに必要な見直しを行っていきます。

2. 汚水処理施設

1) 汚水処理のしくみ

汚水処理の方式は、下水道を代表とする複数の家庭や事業所からの汚水を管きよで集約して1箇所で処理する「集合処理」と、各家庭や事業所で汚水を処理する「個別処理」に大別することができます。以下のような特徴があります。

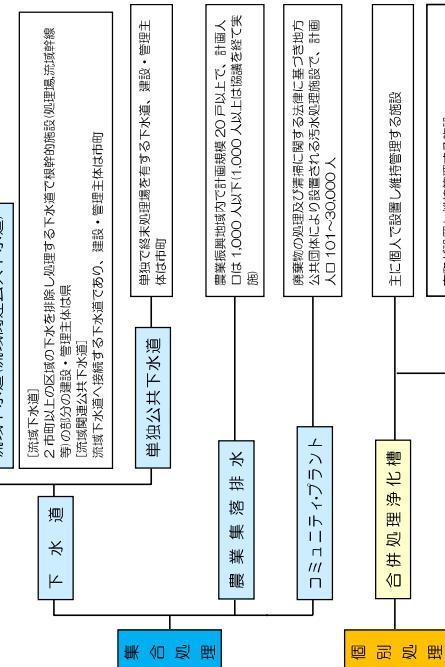
① 集合処理

- ・家庭や事業所が密集した市街地や集落の汚水処理に適しています。
- ・整備に比較的長い期間を要します。

② 個別処理

- ・家庭や事業所がまばらな地区的汚水処理に適しています。
- ・比較的短期間で整備が可能です。
- ・各家庭、事業所の浄化槽毎に定期的な点検・検査が必要です。

集合処理、個別処理の主な整備手法は図-1のとおりですが、白井市の現状は、流域開闢公共下水道と個人で設置する合併処理浄化槽による汚水処理が行われています。



2) 汚水処理施設整備による効果

汚水処理施設を整備し利用することにより、以下のようない效果が得られます。



3. 構想の見直し理由

本市では、平成27年度に見直しを行った汚水道正処理構想に基づき、各種汚水処理施設の整備を進めてきました。しかし、以下の動向に示す国、千葉県のマニュアルにも示されたように、今後は令和6年を目標に、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了（概成）することを目指し、都市計画等との整合を図りつつ、地域特性や市民の意見、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備、運営管理手法の選定を行うことが必要不可欠となっています。

このような状況下において、各市町村の構想のとりまとめを行う千葉県と連携し、「白井市汚水道正処理構想」の見直しを行います。

1) 國の動向
平成26年1月：汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、公表しました。

2) 千葉県の動向
令和4年3月：国の策定したマニュアルに基づき、「千葉県全県域汚水道正処理構想見直し市町村作業マニュアル」の改訂版を策定しました。主な改定項目は以下の通りです。

図-1 集合処理、個別処理の主な整備手法

- (1) 目標年次を見直し、短期（目標年次令和6年）での早期概成と共に、中期（目標年次令和16年）及び長期（目標年次令和31年）での持続的な汚水処理システムの構築を目指します。
- (2) 前回のマニアルを踏襲しつつ、広域化・共同化等を踏まえた効率的な汚水処理システムの構築を目指します。
- (3) 整備手法別に用いる費用関数の見直しを行いました。

4. 白井市の汚水処理施設整備の現状と課題

1) 汚水処理施設整備の現状

本市では從来の構想に基づき、流域開連公共下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理により汚水処理施設の整備を進めました。令和2年度末時点での汚水処理人口普及率は、表-1に示すとおりとなっています。

表-1 整備手法別人口の割合（令和2年度末）

整備手法		処理人口 (人)	割合 (%)
処理	集合処理	下水道	51,593
	個別処理	流域開連公共下水道 合併処理浄化槽	8,969
未処理		2,450	3.9
合計		63,012	100

※合併処理浄化槽、未処理の人口については公共下水道区域を含む
※千葉県の令和6年度末（短期）における汚水処理人口普及率の概成目標値は93.3%であり、白井市は令和2年度末にて96.1%（81.9+14.2）であるため、白井市は汚水処理施設の整備目標は達成しております。

2) 汚水処理施設整備における課題

本市の汚水処理施設整備における課題は、以下のとおりです。

① 汚水処理の普及・促進

本市の汚水処理状況は、人口が集中している市街化区域の大半が公共下水道で整備済みとなっているため、普及率が高い状況です。
市街化調整区域についても、公共下水道及び個別処理により普及率は高く、汚水処理施設は概成している状態です。
今後はさらなる未整備地区の取り込み、合併浄化槽への転換を推進していく必要があります。

② 厳しい財政状況

現在、本市の財政状況は厳しい状況にあります。また、今後は、下水道施設の改築更新事業や浸水対策事業の費用が増加する予定となっています。汚水処理施設が既存のものから新設される場合、維持管理を見据え、経済的かつ効率的な汚水処理施設整備が求められます。

5. 構想見直しの基本方針

- 1) 時間軸の観点を考慮した見直し
- 今回の構想は、国や千葉県のマニュアルに基づき、以下の方針で見直しを行います。
- 2) 汚水処理の構成を基本とした見直し（短期構想）
- 時間軸の観点を盛り込み、短期（目標年次：令和6年）での早期整備と共に、中長期（目標年次：中期：令和16年、長期：令和31年）での持続的な汚水処理システム構築を目指します。

- 3) 改善更新や運営管理の観点を含めた見直し（中長期構想）
- 中期的なスパン（15年程度）、長期的なスパン（30年程度）では、新規整備のみならず整備済み汚水処理施設の改築更新や運営管理を含めた検討を行います。
- 4) 総合的な評価における整備手法・運営管理の検討
- 整備手法・運営管理については、住民の意見を踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討したうえで選定します。

6. 構想見直しの結果

- 本構想において基本方針に基づき適正な汚水処理方式を選定しました。前回の構想との比較を表-2に示します。
- 公共下水道の整備区域は、令和6年での概成を基本として、市街化区域、区域外の接続済み区域、都市スターフランにおける公益的施設誘導地区となります。これにより、前回構想では1.15haとしていた公共下水道の整備区域が、7Gha 減少し1.074haとなります。このうち短期目標年の整備予定面積は1.019haです。残面積55ha（は、生産緑地（35ha）及び公益的施設誘導地区（20ha））が該当し、これらの区域は中期目標年での完了を予定しています。
- また、見直しにおいて汚水処理人口普及率は短期目標年で約97%を占めることになります。その後は長期目標年次までに汚水処理人口普及率が100%となるよう、開発者の説明や合併浄化槽への転換を促進していきます。

表-2 構想見直しの結果

整備手法	平成27年度構想 (目標: 平成36年度)				見直し構想(短期) (目標: 令和6年度)				見直し構想(中期) (目標: 令和16年度)				見直し構想(長期) (目標: 令和31年度)				
	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	行政人口 に対する割合 (%)
汚水処理人口、汚水処理人口普及率	-	62,000	100.0	-	62,343	96.5	-	61,414	97.6	-	58,247	-	100.0	-	58,247	-	100.0
集合処理	流域開通	1,150	53,400	86.1	1,074	52,872	81.9	1,074	51,499	81.9	1,074	47,692	81.9	-	-	-	-
	公共下水道	1,150	53,400	86.1	1,019	52,872	81.9	1,074	51,499	81.9	1,074	47,692	81.9	-	-	-	-
	未整備	-	-	-	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	合計	-	8,600	13.9	-	11,702	18.1	-	11,398	18.1	-	10,555	18.1	-	-	-	-
個別処理	合併処理	-	8,600	13.9	-	9,471	14.6	-	9,915	15.7	-	10,555	18.1	-	-	-	-
	浄化槽	-	-	-	-	2,231	3.5	-	1,483	2.4	-	-	-	-	-	-	-
行政区域	行政区域	3,548	62,000	100.0	3,548	64,574	100.0	3,548	62,897	100.0	3,548	58,247	100.0	-	-	-	-

注1) 合併処理浄化槽整備面積は、行政区域面積から公共下水道整備区域を除いた面積です。

7. 今後の整備の見込み

本市は、平成26年度までに現在の公共下水道の事業計画区域の整備をほぼ完了しており、今後は図-2に示す下水道として残す区域（市街化区域、区域外の接続済み区域、都市マスタープランにおける公益的施設誘導地区、市街化区域の一部（生産緑地等）を中期目標年（令和16年度）に完了する目標とし開発者の誘導を行います。

合併処理浄化槽の整備についても、単独浄化槽や汲み取りからの転換促進に努め、長期目標年（令和31年度）に整備完了を目指すものとします。

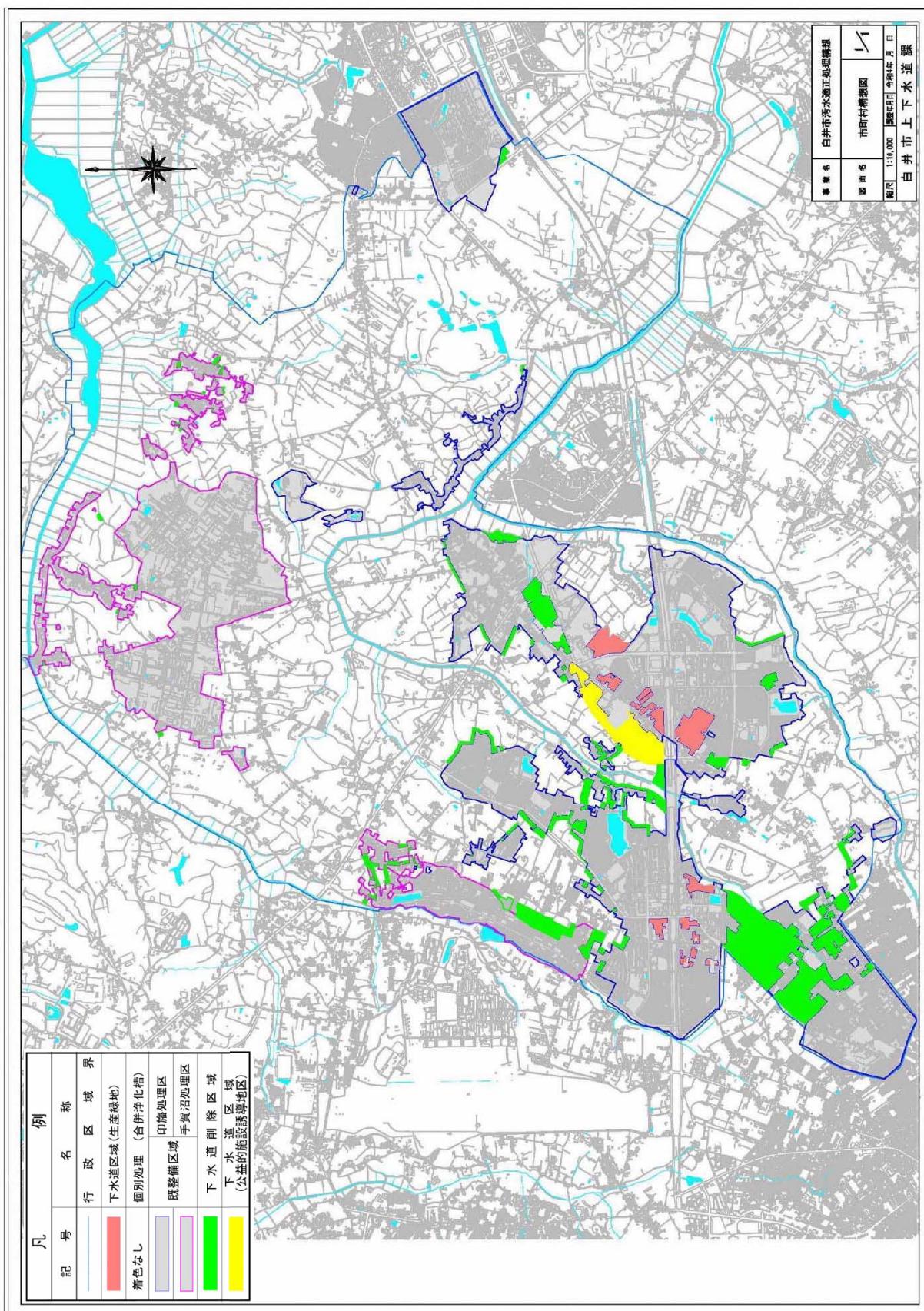


図-2 污水道正處理構想図